



平成30年11月2日

豪雪時における車両移動訓練を行います！

～暴風雪災害時に備えて～

「災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成26年11月21日に施行され、大規模災害時において、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られることとなりました。

釧路開発建設部では、本格的な降雪期を迎えるに当たり、暴風雪災害時における災害対策基本法改正を踏まえた放置車両の移動訓練を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1. 開催日時 : 平成30年11月9日(金) 13時30分～14時30分
2. 開催場所 : 釧路開発建設部 弟子屈道路事務所構内
(川上郡弟子屈町鈴蘭4丁目4番1号)
3. 参加機関 : 釧路開発建設部、道路維持除雪委託業者
4. 内 容 : 豪雪災害を想定した、災害対策基本法に基づく実車両を使用した放置車両等の移動訓練
5. その他 : ・取材を希望される際は、13時20分までに関係者駐車場までお越しください。(別紙参照)
・関係者駐車場では係員の指示に従ってください。
・荒天時など当日の気象状況によっては、中止となる場合があります。この場合、当部からお知らせしますので、取材を希望される際は、11月8日(木)までに釧路開発建設部 弟子屈道路事務所 工務課 田中(電話015-482-2327)へご連絡ください。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部

道路防災推進官

みもりりん
三森 倫
たなかかずや
田中 一也

0154-24-7446(ダイヤル)

弟子屈道路事務所工務課長

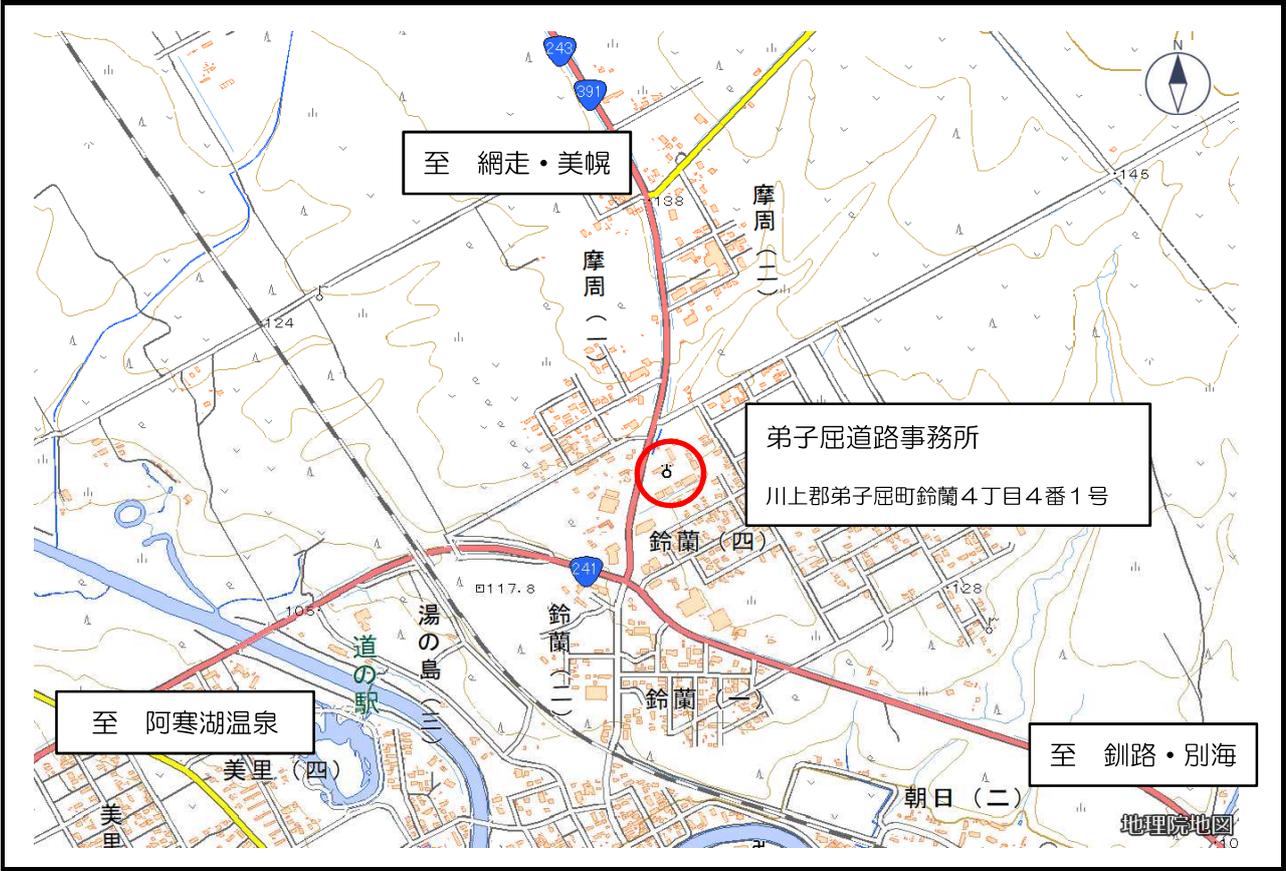
015-482-2327(代表)

釧路開発建設部ホームページ

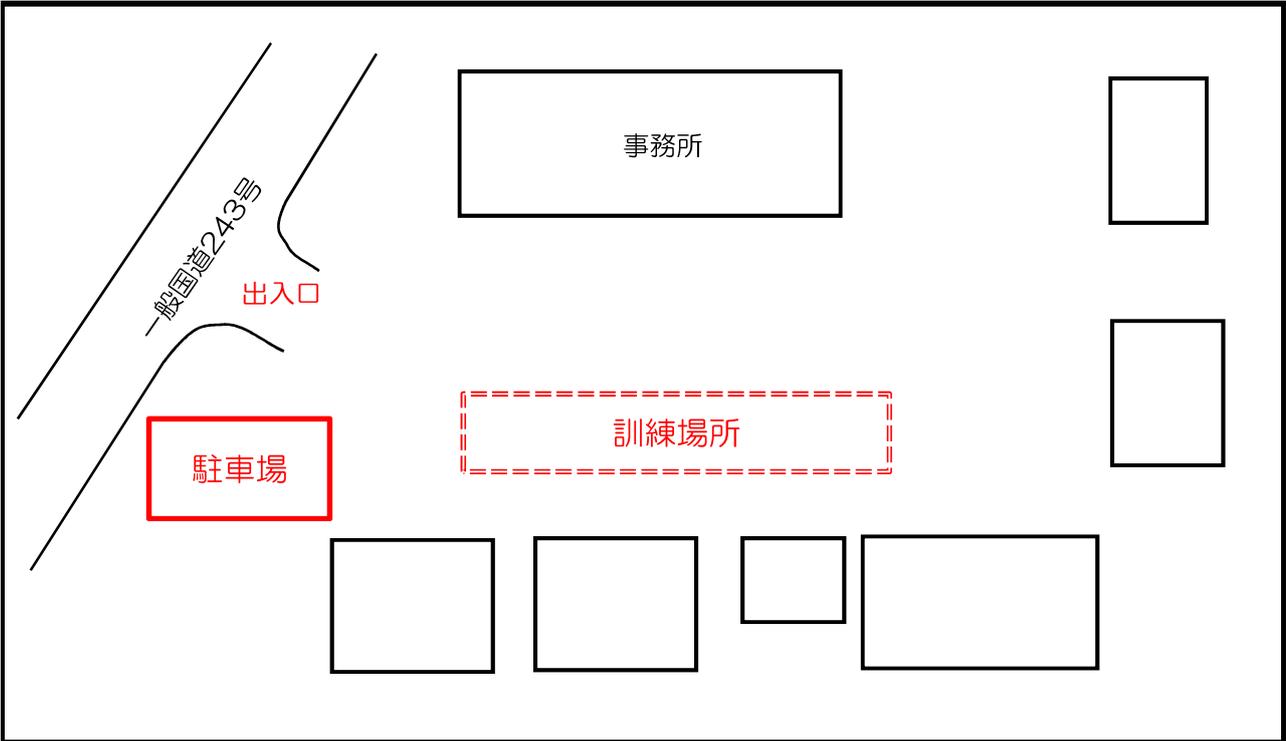
<http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/index.html>



弟子屈道路事務所 位置図

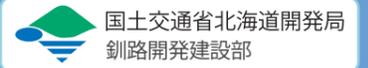


弟子屈道路事務所 構内図



災害時の緊急車両通行ルート確保

～災害対策基本法の改正～

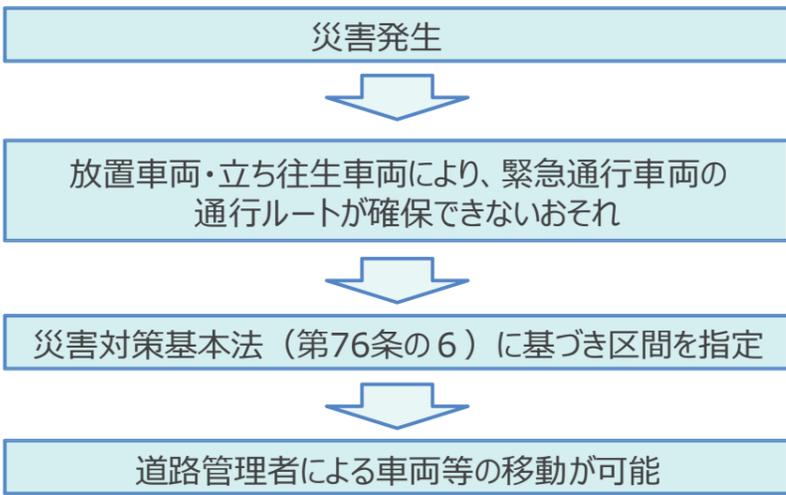


災害対策基本法改正の概要

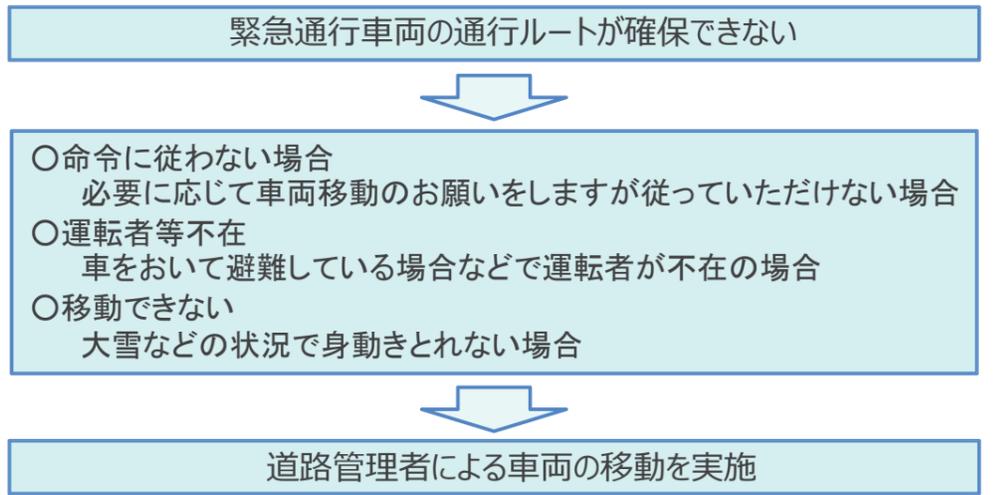
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■ 区間指定の流れ

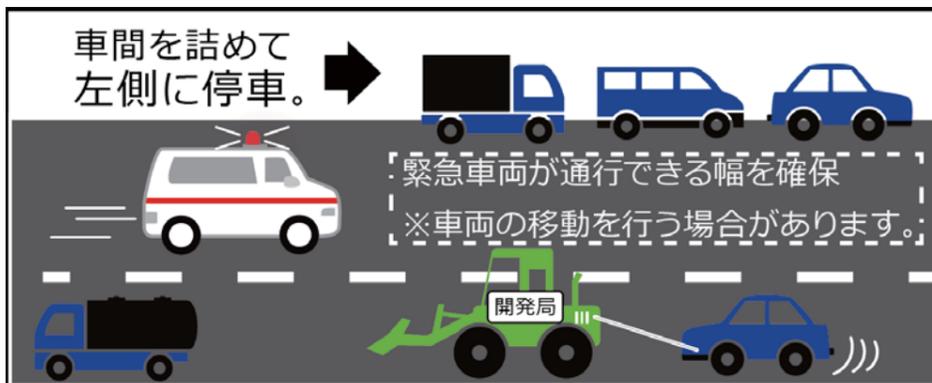


■ 車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 〇暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- 〇大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急通行車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- 〇なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。



【気象情報や道路情報などはこちらから】

〇最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ
通行止め情報メール配信サービス
 異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信
※機種によっては登録できない場合があります。 ※別途通信料がかかります。



道路の異常を発見したときは…
24時間受付 道路緊急ダイヤル #9910
(全国共通番号) ※通話は無料です

北の道ナビ 吹雪の視界情報

吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
 パソコン▶<http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
 スマホ ▶<http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

国道・道道の通行規制情報をチェック
北海道地区道路情報

道路規制情報、道路気象情報、道路画像
 情報をWebページで確認
 パソコン▶<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>



立ち往生車両発生状況



登坂不能車による渋滞



車両移動訓練状況 (イメージ)